

資料 しまだエコ活動レポート

令和2年度に登録及び報告された「しまだエコ活動」を紹介します。なお、各活動については、市ホームページにも掲載しています。

NPO法人 しまだ環境ひろば

◎活動名 竹林の保全・管理

●活動実績

我国の国土全体が亜熱帯化し孟宗竹が東北地方にまで進出、島田市の国道一号線(藤枝バイパス)沿いや、金谷・初倉地区の山沿いに孟宗竹が蔓延り、最近では山の頂上にまで暴走しています。

孟宗竹の根っこは地中に深く入るよりも、30cmの浅いところを這うように暴走するので、実は表層雪崩を起こし易い。白岩寺山がはなみずき通りに崩れ落ちた現象は、記憶に新しい典型的な竹林崩壊である。

しまだ環境ひろばでは、設立間もない平成15年から、竹林整備に取組み、市と協働して、「竹破砕機」の購入による竹林再生を進めてきました。あれからもう16年、全部で6カ所の竹林を整備してきましたが、会員の高齢化や後継難で、現在の守備範囲は、「伊太八幡様西竹林」約600坪の管理に絞られていますが、今でも竹林の整備の依頼が市民から飛び込んで来て、これまでの経験を活かして相談に乗っている今日この頃です。

令和2年度も次のような活動をしましたのでご報告をします。

伊太八幡様西竹林 約600坪は、今では果樹園に樹種転換し、管理道の草刈りや果樹の剪定などが主な活動になっています。

■ 今年度も柚子が実りました。



■ 竹林では竹の子が良く採れます。



■ 果樹園の真ん中、法面に枝垂れ一本桜、品種「江戸彼岸」を植樹して7年目、背丈も3mに伸び、葉ぶりも良く、将来は、伊太の梅林と共に、観光客の呼び込みに貢献を期待しています。



■ 伊太八幡宮西竹林の全景
主担当のR・Sさん、M・Sさん、T・Hさんが時々草刈りに出動し、きれいに管理されています。



◎活動名 梅林の保全・管理

●活動実績

しまだ環境ひろばが、梅林の維持管理をするようになって今年度は5年目、地元の農家のIさんが高齢となって梅林管理がままならなくなり、平成26年度から当会に管理を委託され今日に至っています。

島田市の伊太地区は大梅の産地で、2月には白い花がいっぱい咲き大勢の見物客で賑わい、6月には大きな実を付けます。梅は、土壌と病虫害の管理、枝の剪定（間引き）が大事ですが、大変な労度がかかり農家の高齢化と後継難で放棄地が増えてきました。

しまだ環境ひろばでは、これまで梅林の管理など経験はありませんでしたが、会員のSさんが、梅林管理の技術を勉強し、それから毎年きれいな花を咲かせ元気な実を収穫しています。

令和2年度も次のような活動をしましたので報告します。

- 令和2年6月、今年も大きく元気な実を付けました。



- しまだ環境ひろばの梅林も見事な梅花が咲き乱れました。



令和2年度も豊作で、6月1日（土）、市内の市民希望者5名と、会員5名 計10名が集まってしまだ環境ひろば塾「梅の収穫と自然を学ぼう」を開催しました。

- 一般市民参加者も参加して楽しく梅狩り



- 収穫した梅は、計量し参加者に安価で斡旋



◎活動名 御仮屋市民農園の開設と維持管理

●活動実績

平成24年7月、島田市の耕作放棄地対策の一環として、島田市・大井川農業協同組合・NPO法人しまだ環境ひろばの3者が、「貸付協定」を結んで同年10月に「御仮屋市民農園」を開設し、今年度で8年目になっています。主担当のHさん、Sさんがいつも農園内を整備してくれています。

農園は600坪強で、一区画6坪強 41区画あり、今年度は一般市民が32区画 25名が参加して

思い思いの野菜や穀物を栽培し、地産地消に貢献しています。

確実にお年寄りの居場所や、子供を含めた家族の団欒の場所になっており、市民の憩いの場所や絆づくりに一役買ってしています。

■ 12 番さんは菜園をいつもきれいに整備



■ 25 番さんもネギとキャベツがうまくできた。



◎活動名 休耕田を利用した「中溝町コミュニティ農園」で地産地消

●活動実績

平成 21 年 6 月、住宅街の真ん中に耕作放棄した雑草地があるのを見かねて、しまだ環境ひろばでは、地主に掛け合って当該放棄地を借用し、会員自力でしぶとい雑草を抜き取り耕運して畑に再生し、秋から初夏にかけては「菜の花」を、夏から秋には、「大豆」を栽培し、菜種油を取って近くの保育園に寄付したり、大豆は、「手づくり味噌」の原料に使うなど、「手づくりみその体験会」は、もう 11 年も続いて今日に至っています。

残念ながら、平成 30 年に、駐車場にしたいと地主の指示があり、円満に引き渡しをし、幸い 350 坪中 80 坪が残り、引き続いて 4 名の一般市民が作物を栽培して今日に至っています。

■ KM さんはエンドウ豆をうまく作りますし、SM さんも今年度は枝豆が豊作でした。



◎活動名 小水力発電の研究と導入促進

●活動実績

今、「脱炭素＝カーボンゼロ」は世界の共通語になってきました。世界の主要国から「2050 年までに温暖化ガス排出量実質ゼロ宣言」が発せられ、今年 11 月イギリスで開催される「国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP26）」でオーソライズされることでしょう。

脱炭素は、産業革命に匹敵する大改革と言われていますが、人間のあらゆる知恵と新技術開発と、膨大な資金を要すると言われています。その中でもエネルギー改革は最大の課題で、その一番は再生可能エネルギー（再エネ）の創出です。再エネは、太陽光・風力・小水力・地熱・バイオの5つであるが、脚光を浴びているのは「太陽光発電と海上風力発電」で、一時盛り上がった「小水力発電」はすっかり下火化しています。しかし小水力発電は、太陽光や風力と違い水が流れていれば安定的発電をします。

国土の3分の2が山林で、急流を流れ下った水は用水路に集められて農業や生活用水として使われつつ、「小水力発電」に活用できます。これら恵まれた自然環境を小水力発電に利用することは、我が国、静岡県、島田市の責務であると考えます。再エネは、持てる国が、県が、市町村が手を挙げなければ盛り上がりません。幸い島田市は3つの小水力発電所（赤水・伊太・細島）があり、維持管理をしている大井川土地改良区・発電機メーカーも地元周辺にあり、島田市小水力発電ハンドブックも完成しており、発電所建設の下地はできています。

島田市では、庁内に「第一次ゆめ・みらい百人会議」の中で、市民・土地改良区・行政の各委員が集まって「島田市小水力発電創出合同検討会」を立上げて今日に至っています。（現在同検討会は休止中）また平成31年3月に発令された、「第二次 島田市環境基本計画書第3章 再生可能エネルギーの市の施策（57頁）」に「市内の豊富な水資源を活用した小水力発電の導入について検討します」と記述され、去る令和3年2月の市議会定例会に於いて、議員からの質問に、「現在、ミニ小水力発電（マイクロ）について検討中で、まだ時期は分からないが実施できるように頑張る」と回答しています。

しまだ環境ひろばでは、「島田市小水力発電創出合同検討会」と共催して「島田市暮らし・消費・環境展」に小水力発電コーナーを連続3回出展、また地元の大井川土地改良区や発電機メーカーとは現在も情報交換を続けています。

島田市には、小水力発電に適した用水路はたくさんあり、管理を任せられる土地改良区や発電機メーカーもあり、しまだ環境ひろばは、小水力発電所を活用しての「市民環境塾」の開講や、ファン드를組んだ場合の資金の一部出資の用意もあります。

■ 地元発電機メーカーの発電実験



■ 平成29年度に完成した小水力ハンドブック



◎活動名 市民の環境意識向上のための広報活動

●活動内容

しまだ環境ひろばは、「島田市環境基本計画」の策定のために公募で集まった「市民環境百人会議」を母体として設立した市民環境団体であるので、基本計画に書いた市民の取組みを全方位（5分野）で実行する使命を帯びてスタートし、今日に至っています。

1. 水とみどり分野 （自然環境の維持保全）
2. ごみ分野 （ごみの分別と減量）

3. エネルギー分野 （省エネ・地球温暖化防止・再生可能エネルギーの創出など）
4. 食生活分野 （食の安心安全・伝統食の継承・地産地消など）
5. 環境教育分野 （市民環境塾・しまだ環境ひろば塾の開催）

どんなに良いことを実行しても、それが市民に理解され浸透して始めて成果が出るので、しまだ環境ひろばは広報活動を大事にして来ました。

令和2年度も以下の活動をしましたので報告します。

- 島田市地域交流センター歩歩路の掲示板を時々メンテしてアピールしています。

◆ 節電対策と、しまだ環境ひろばの活動を紹介 ◆ 生ごみの自家処理法を紹介しています。



- 令和2年10月3日（土）に予定されていた、「島田市暮らし・消費・環境展 2019」は、コロナ禍で中止になりましたが、島田市にとっても、しまだ環境ひろばにとっても、市民環境意識の醸成のため重要なイベントでした。令和3年度は心して開催を期したいものです。

- 令和2年11月 島田市民活動センター主催「市民活動に関わる調査」に協力しました。コロナ禍における市民活動団体の実態や悩みが把握されました。

- 「島田市環境報告書 令和2年度版」にしまだ環境ひろばの活動が9頁に渡って掲載され、ホームページにも公開され広くPRすることができました。

- しまだ環境ひろばでは、設立当初からブログを開設し、平成21年（2009年）には、はてなダイアリーに、「しまだ環境ひろばの日記」を再開し令和3年3月末で3,463回（約10年間）の投稿になりました。アクセス回数は16,000回に達し、この一年間のアクセス回数は、過去9年間の累積の倍、一日平均20件に上っています。

投稿の内容は、5つの環境分野にわたる、しまだ環境ひろばの活動を中心にして、世界や我国で時の話題になっている環境問題（森林保全・プラスチックごみ問題・地球温暖化防止活動・食の安心安全など）に言及してきました。これからも継続投稿をしていきます。

◎活動名 しまだ環境ひろば塾の開催（テーマ・目的・参加人数などは一覧表を参照）

●活動実績

平成15年に「島田市環境基本計画書」が発令されて以来、しまだ環境ひろばは市から「市民環境塾業務」を請負い、請負いが終了した平成24年からは、しまだ環境ひろば塾に衣替えして、毎年10回程度開催し今日に至っています。

どんなに良い活動をしようと、それが市民に普及し浸透しなければ意味がありません。しまだ環境ひろばは自身の活動を市民生活に広めるべく市民塾を開講しています。

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大のため市民を集めての対面形式の塾はなるべく自粛し、3密を避けた「しまだ環境ひろば塾」を次のように開催しましたのでご報告をします。

開催場所・目的・内容・参加人員など詳細は、別紙一覧表をご参照ください。

(1) 令和2年5月30日(土)「梅の収穫を通じて自然について考えてみよう」を開催しました。当日は例年の会話をしながら和気あいあいの収穫をやめて、3密に十分配慮しながら欲しい量を静かに収穫する方式にしました。

集まった市民はそれぞれ自宅に持ち帰り、梅干しや梅ジュースに加工することになっています。



(2) 令和2年6月7日(日) 身近な水環境の全国一斉調査「相賀谷川の水質調査をしてみよう」を相賀の里を良くする会と共催して開催を予定しましたが、コロナウイルス禍で中止しました。

(3) 令和2年12月14日・令和3年1月10日・11日・13日・17日・23日・2月6日の計7回の「手づくり味噌の体験会」を開催、3日間は農業振興課と、4日間はしまだ環境ひろば 独自で開催しました。

コロナ禍の中、農業振興課及び講師の園田農園さんとも相談し、市民の一般公募と対面方式は取止め、今年度は請負方式に切り替えてこれまでの経験者(リピータ)のみに限定しました。

それでも、手づくり味噌の安心・安全性と美味しさが忘れられないと、今年度の一般市民参加者は59名に達しました。出来上がった味噌は自宅に持ち帰りました。



(4) 令和3年2月26日、静岡市アイセル21に活動拠点を置く「生活情報交換会」からの要請で、手づくり味噌を素材とした、講演「循環型社会づくりと手づくり味噌」の講師を務めました。

令和2年度 しまだ環境ひろば塾 開催実績一覧表

NPO法人 しまだ環境ひろば

対象者	番号	テーマ名	目的(狙い)と経緯	出席者	講師	所要時間	開催日	開催場所	参加人員	プログラム・実施内容
一般市民	1	「梅の収穫を通じて自然について考えてみよう」	平成26年、耕作放棄された荒廃梅林を地主からの依頼で再生し、梅の実がついて7年目、梅の収穫という自然体験をしながら、農家の苦勞を分かち合うことを目的とする。	一般市民	しまだ環境ひろば	4時間	令和2年5月30日(土)	伊太・観音様奥 しまだ環境ひろば 梅園	市民5名 ひろば5名 計10名	当日は参加市民に、梅の収穫までの農作業を説明の後、収穫・選別・計量・出荷を体験してもらった。しまだ環境ひろばの里山の再生活動を説明し共感を博した。
	3~4	「手づくり味噌の講座 NO. 1. 2. 3」3回開催	しまだ環境ひろばでは、市・農林整備課主催の「地産地消連絡会」の消費者代表として参加しています。地元産の手づくり味噌は、伝統食でもあり、また地産地消の最たる産物であり、農林整備課さんと協働して、毎年この時期に市民を集めて講座を開いています。すっきり定着しました。	一般市民	農林整備課 しまだ環境ひろば 東光寺園田農園 園田巴義さん	朝・昼 2回 1時間	令和3年1月13日(水) 23日(土) 2月6日(土)	東光寺園田農園	市民29名 ひろば3名 計32名	今年度はコロナ禍、会場でもあり講師でもある園田農園及び農林整備課さんと協議し、広報しまだによる公募は自粛、リピータのみに絞って会員募集、対面形式の体験会もやめて、園田農園さんの請負方式に変更、参加者はカメラを持参し仕込んだ味噌を持ち帰りました。
	5~7	「新春 味噌の手づくり体験会に参加しよう NO. 4. 5. 6. 7」4回開催	しまだ環境ひろばでは、中清町コミュニティ農園で、農業を一切使わないで大豆を栽培・収穫してきましたが、残念ながら地主の返還指示があり、今年度は北海道産を使わざるを得なくなりました。米麹は有機農法、添加物は一切使わないで何とか地産地消に貢献しています。	一般市民	しまだ環境ひろば 東光寺園田農園 園田巴義さん	朝・昼 2回 1時間	令和2年12月9日(月) 令和3年1月7日(火) 12日(日) 25日(土)	東光寺園田農園	市民30名 ひろば4名 計34名	しまだ環境ひろば主催の手づくり味噌の体験会も、講師の園田農園さんと協議し、対面方式の体験会は避けて請負制に変更、参加者は仕込み用のカメラを持参し、仕込んだ味噌の保存法などを聞いて自宅に持ち帰りました。
	8	生活情報交換会との交流会「循環型社会づくりと手づくり味噌」	静岡市のアイセル21(婦人会館)を拠点に活動している「生活情報交換会」から、手づくり味噌づくりの講演を依頼されて、ハイポイントで世界と我が国の循環型社会づくりの実態と、手づくり味噌を素材とした身近な循環型社会づくりを紹介、終了後意見交換や交流を行った。	一般市民	しまだ環境ひろば 代表 諸田昌太郎	1.5時間	令和3年2月26日(金)	アイセル21	生活情報交換会36名 しまだ環境ひろば1名 計37名	今、世界も我が国も、地球温暖化防止の一環として、「脱炭素」が叫ばれ、再エネの創出や資源循環が大きく動き出しました。その一方で私たちの暮らしはどうか、省エネや省資源など地道な活動も大事で、手づくり味噌づくりを通して「循環型社会づくり」の講演を行った。
児童 一般市民		身近な水環境の全国一斉調査「相賀谷川の水質調査をしてみよう」	しまだ環境ひろばでは、平成21年~24年まで、全国一斉調査に参加して、大井川やその支流の水質調査をしてきました。3年前に相賀の里を良くする会と共催して再開、相賀小学校教頭先生の賛同を頂いて昨年度まで継続してきましたが今年度はコロナ禍で中止しました。	児童	しまだ環境ひろば					コロナ禍、今年は中止した。

(1/1)

出席者数: 113名

◎活動名 環境保全活動の進行管理の推進

●活動実績

島田市では環境基本条例に基づいて、平成15年に「第一次環境基本計画(10年計画)」を、10年後の平成25年には「第二次環境基本計画(更に10年計画)」を策定し、平成31年には「第二次環境基本計画後期基本計画(4年計画)」を策定し今日に至っています。

後期計画の第4章に、長年の課題であった「地球温暖化対策実行計画」を加えて、市民・事業者・市の各主体がお互いに連携しながら対策を実施し、温室効果ガス排出量を削減するとともに、進行する地球温暖化への適応を促しています。

島田市では、環境基本計画を目標として、毎年PDCAを実施し、その結果を「島田市環境報告書」として集大成し、島田市の環境行政を広く広報しています。

これを受けて、しまだ環境ひろばでは、平成15年8月に設立以来、毎年3月~翌年度5月迄、PDCAを行い、通常総会の「議案書」として纏め、事業報告・決算報告・事業計画・予算計画をフォローして今日に至っています。

令和2年度も次のように進行管理業務(PDCA)を実行しましたのでご報告をします。

先ず、令和2年4月25日(土)、通常総会を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大で急遽中止し、書面審議に切り替え、事案書を全会員に配布し賛否を取りその結果、全会一致して議案は承認され平成2年度がスタートしました。

- 通常総会の議案書は、会の設立以来 17 年連続して製作し PDCA を行っています。



- 島田市では毎年 PDCA を行い、その結果を「環境報告書」に纏め市民に公表しています。



- 承認された事業実績及び決算結果は、4月末に県の所轄部（くらし環境部）に報告、併せて法務局に財産登記を行いました。活動結果は県のホームページに掲載されています。
- また、しまだ環境ひろばは、島田市「しまだエコ活動制度」に9つの活動を登録していますので、4月初旬に活動報告書を島田市環境課さんに提出しました。
この活動結果は、「島田市環境報告書 令和2年度版」に掲載されました。
環境報告書を基に、市民・事業者・市が一堂に会して意見交換する1月21日（木）の「環境意見交換会」は残念ながらコロナ禍で中止されました。
- 令和2年11月 島田市市民活動センター主催「市民活動アンケート調査」に協力しました。
この結果は、市民活動センター公式サイトに公開されています。
しまだ環境ひろばは、行政や市民団体同志の協働や連携が高まって行くことを期待し、これからも、PDCA 活動の一環として協力をしていきます。

◎活動名 生ごみの堆肥化の普及活動と生ごみ分別収集の調査・研究

●活動実績

島田市では、平成 27 年3月（2015 年）、「島田市一般廃棄物処理基本計画」と、「ごみの減量提言書」を同時に発令し5年経過、令和2年度はその見直し計画（第二次）が発令されました。

基本計画・提言書の中には、ごみの減量計画とその方策が記述されていますが、ごみの量は高止まりし、ごみ処理経費は増勢一方で、今の状態では何も変わりません。

今、市は、生ごみの減量策を、家庭内処理に求めるべく、生ごみを消滅させる、「キエーロ」と、生ごみを堆肥化する、「生ごみ処理器」の2つの方法に補助金をつけて支援しています。

生ごみの削減は、回収すれば大量のごみになりお金で解決する（税金）しかありませんので、家庭にある少量の間に「自家処理」を促進させることが最善であり、自家処理の底辺をドラスチックに拡大する方策を実行する必要があります。

そのためには処理容器の安価供給と、失敗をさせないバックアップ体制の確立を、環境市民団体・環自協・行政の協働でこれを成功させることが必要ですので、「ごみの更なる減量化合同検討会」の復活を切望致します。しまだ環境ひろばは、自家処理で協力していきます。

令和2年度は、次のような活動をしましたので報告します。

- 会員のHさんが考案した、「腐葉土式 生ごみ堆肥化」を推進しています。

- 用意する道具は、バケツ2個・麻袋8枚 計量容器・シャベル・手袋だけです。
- 基材（腐葉土・米ヌカ・使用済み食用油を既定の量）と生ごみを良く混ぜて、麻袋に詰めて1ヶ月保存



- 袋に詰めたら、保管はスチロールの箱でも良い。1ヶ月で良質の堆肥ができます。
- しまだ環境ひろばでは、大量の堆肥を作りたい市民向けに「さんさんBOX法」も推奨しています。



大鐘測量設計株式会社

◎活動名 大鐘測量設計（株）エコアクション21

●活動実績

エコアクション21 活動の一環として伊太谷川の清掃活動を実施しています。

伊太谷川の清掃活動		
日時	参加人数	場所
R2. 4.23	14人	静居寺橋～菰川橋間 450m
R2. 10.14	12人	菰川橋～伊太谷川橋間 450m
R2. 12.9	12人	静居寺橋～菰川橋間 450m





エコアクション 21 活動の中心は、総 CO₂ 排出量、総排水量、総廃棄物量の削減であり、エコドライブの実践、エコカーの導入、電気や LPG、水道の節約、ごみの減量等に努めています。具体的には

- ・毎月のガソリン、電気、ガス、水道の使用量のチェック
- ・紙類、ダンボール、可燃ごみの排出量のチェック
- ・ガスヒートポンプの簡易点検、浄化槽の保守点検などを実施しています。

これら毎月のデータを把握して経年変化を見える化し、次年度目標、エコカー買い替えの参考資料等にしています。

また、4 か月ごとに全社員による研修会を開催し、ea21 活動の取組担当者として自己評価発表をしています。

弊社の ea21 活動は丸 10 年が経過し、これからの 10 年を見据えた具体的な活動について、現在話し合いを進めています。



水と里山を守る会

◎活動名 里山・里地整備 荒廃耕作地を再耕作

●活動実績

- 1 里山・里地整備 荒廃耕作地を再耕作
耕作放棄地が延々と広がってゆく



竹林の整備竹の子掘り体験イベント保育園生大喜び



2 トマトの栽培（料理用）

4月27日圃場の耕運、畝造り 5月2日トマト畑のうねマルチ張り
5月9日トマト穴あけ、苗、植付け 5月6月7月雑草取り、水かけ
7月2日水抜き作業 7月12日トマト初収穫、葉牧き 7月16日トマト収穫
7月20日トマト収穫 7月21日25日収穫水洗い 7月27日総穫り
8月2日最後のトマト収穫 8月8日トマト畑残渣廃棄、整地

トマト穴あけ



苗植付け



本年度の状況は、一昨年まで作付けをしていた耕作地が、連作障害を起こしたため新たな放棄水田を耕作し、高畝とし、作付けをした。排水が難しい土壌であったため白絹病が発生した。根の部分が白い菌で覆われる病気で 3分の1ほど罹り、伝染性があるため焼却した。そのため、可成りの減収となったが残ったものは、何故か大粒の形の良いものが多かった。

3 源氏ホタルの生息 環境づくり

6月5日～10日最盛期 6月15日終演

今年は発生場所が西畦に移った。最盛期には80匹

発生の一ヶ月前から、土堤に土繭をつくるので土での護岸も必要。ホタルはカワニナしか食さない。

今年は、例年の3倍ほど投入





4 そば作り

種蒔き・耕運・畝づくり

8月26日 9月6日草取り

そばの畝づくり



雑草取り



刈り採る 天干し 篩ふるい分け・そば粉づくり

今年は、長雨のためか、そば殻の中には、殆ど白い実が入っておらず、試食も儘ならない程であった。
気候のためか失敗年であった。

5 保育園の子ども達とさつま芋の芋掘り



JA 大井川女性部島田ブロック

◎活動名 環境美化ごみ拾い運動

●活動内容

活動日：令和2年9月5日（土）午前8時～ 約1時間程度活動

参加加人数：女性部島田ブロック部員およびJA役職員 66名（女性部員49名・役職員17名）

JA大井川女性部島田ブロックでは、例年9月の第1土曜日に大井川河川敷にて、環境美化活動（ゴミ拾い運動）を行っています。農業になくてはならない水に感謝を込めて、河川敷の美化活動を部員の方々とJA大井川役職員にて行いました。

コロナ禍ということで三密を避け、外での活動ということもあり、令和2年度もたくさんの方の参加をいただきました。以前はたくさん空き缶や吸い殻・リサイクル法に抵触しない家電製品などのごみが散在していましたが、今年も花火大会が中止になったので例年見かける、花火の燃えカスや食品ごみ等がかなり少なかったです。手持ち花火のごみも毎年のようにありますが、今年はほとんど見当たりませんでした。2年にわたる大井川花火大会の中止は残念でしたが、環境美化の点からは良い結果になりました。今後、花火大会の開催時には、来場者のごみの持ち帰りの徹底をよりいっそうお願いしたいと思います。この環境美化活動は平成8年より継続して行っています。

令和3年度も継続して活動予定です。

大井川河川敷にて清掃活動の様子



特定非営利活動法人 里山仕事・しょんた塾

◎活動名 里山整備

●活動内容

- ① 島田神谷城・塩ノ田の草刈り、剪定、植栽： 主に4月～9月にかけて、不定期に、耕作地、道路沿い、水路周り、法面の草刈り。4月はクリの苗、コナラの苗の植栽。道路に突き出た枝の剪定。
- ② 島田・上伊太で、スギ伐倒、除伐、草刈り： 9月26日から12月9日にかけて、9日間で個人所有地約0.3haの整備。大径木3本の伐倒とその周囲の除伐、草刈り作業。
- ③ 諏訪原城跡のヒノキ伐倒、除伐、広葉樹枝打ち： 11月8日から2021年1月17日にかけて、4日間の作業。文化財系の意向を受けて、諏訪神社周辺の除伐、枝打ち、間伐作業。一部は個人所有の土地を含む。神社は元の「丸馬出し」の中にあり、整備をすることで「丸馬出し」の形状をよりよく把握できるようになった。
- ④ 島田・初倉で竹伐採： 個人土地所有者の依頼で1日の作業。作業面積は小さいが、急斜面で上と下から刈払機と長手鎌で行い、蔓伐りはチェーンソー作業となった。



里山どんぐりの会

◎活動名 里山づくり(人工林・雑木林の育成)

●活動実績

令和2年度				
活動内容	時期又は年月日	回数	活動場所	備考
集落隣接放置竹林・侵入竹林の整備	4月	3回	大草 上反方	(約0.6ha)
集落隣接放置竹林・侵入竹林の整備	4月	4回	大草 八幡南	(約0.1ha)
城山古墳周辺整備	4月～6月・3月	6回	野田 城山	(約0.3ha)
城山西側間伐	5月～3月	85回	落合 樽ヶ谷	(約1.2ha)

(注)例年、どんぐりの苗植木及び、チャレンジ教室(タケノコ掘り体験)に協力してきたが新型コロナの影響で実施できず

報徳・サン・シンコーグループ

◎活動名 島田市総合スポーツセンター外3施設の地球にやさしいエコ活動

●活動実績

令和2年度は次のような活動を行いましたので報告します。

- ・3Rの推進
- ・グリーン購入
- ・ごみの持ち帰り
- ・エコドライブの推進
- ・ノーカーデーの推進
- ・グリーンカーテンの設置（写真）
- ・館内共有部分26℃設定（写真）
- ・冷暖房期間の設定

（自然換気期間 3.4.5.6月、冷房期間 7.8.9月、
暖房期間 12.1.2月）

- ・子供水泳教室 シャワー10カウントの推奨



資料 島田市環境報告書に寄せられた意見と回答

第2次島田市環境基本計画【後期基本計画】において、公表した島田市環境報告書については、意見を募集し、それに対する回答を次年度の島田市環境報告書に掲載することとされています。令和2年度に作成しました環境報告書に対するご意見やご質問に対する回答や説明を下記のとおり掲載します。

意見1

集団回収に移行する団体が増えるように環自協総会などで働きかけていくと記述されていますが、もっとダイナミックに集団回収に移行できませんか。

回答1

集団回収への完全移行は非常に難しい問題です。単純に回収、積載といった作業だけでなく、転居・転入・転出といった人の移動に伴う周知徹底が最も苦慮する点だと聞いております。そのため、自治会の規模や人の移動の大小により、自治会単位の集団回収の実現性の可否が決まります。市としては、小規模ながらも地域に貢献したいという団体の自主的な行動も大切にしたいと考えておりますので、そのような団体を軽視するようなことのないような方法で最終的に集団回収への移行が可能な環境を構築したいと考えております。

現状では、自治会一括での集団回収に拘らず、環境衛生自治推進員を通じて自治会の会合等で集団回収奨励金制度を周知徹底していただき、集団回収の実施に賛同いただける団体の拾い出しを行い、登録、申請手続き等を環境課でフォローする体制を継続してまいります。

意見2

平成26年以来「しまだエコ活動」に登録する市民団体が全く増えていません。高齢化・後継難・会員減少が主な原因ですが、市民環境団体の数が大幅に減少しています。何か手を打つ必要はありませんか。

回答2

登録団体の件数につきましては、平成27年度、平成28年度、平成29年度にそれぞれ1団体新規で登録がありましたが、脱退した団体がそれ以上となっているため、全体としては減少しています。脱退の理由はほとんどが高齢化による活動中止です。活動している市民団体自体が減少している現状も踏まえ、今後の検討課題であると考えています。

1 植物相

市内における近年の植物相を見る資料としては、「静岡空港整備事業に係る環境影響評価準備書（付属資料）」（平成6年7月、静岡県）があり、その資料の中では帰化植物を含む124科521種が確認されています。

本市では宿場町や林業の発達によって中世ごろから人口の集中があったために、山間部ではスギやヒノキの植林が行われ、居住地周辺では水田や雑木林の造成、茶の生産など人間による土地の改変が比較的古くから進められてきたとみられます。現在の島田市の地形を概観すると、北から南にかけて山地から中山間地、平野、河川、そして台地というように遷移する地形に合わせてそれぞれの植物相を形成しています。

山地では、商品木材として植林されてきたスギやヒノキといった針葉樹林が多くなっています。しかし近年、林業の不振から林業従事者の後継者不足・高齢化が進み、間伐などの植林地の手入れが行われず、暗く密生した林が増えています。

中山間地では、市内の人々が日々の薪炭に用いるためのコナラやスダジイなどの雑木林の利用や、茶畑やミカン畑のような農作物の栽培などが行われ、適度に人の手加えられる形で農村的な二次的自然がつくられてきました。しかし、近年では雑木林も薪炭として利用されなくなったため、手入れが行われなくなって荒れており、現在では雑木林に変わって竹林が拡大しているところや、クズが繁茂しているところも目立つようになってきました。

平野部は、河原や草原を開墾した水田と都市部を形作っていますが、近年の都市化や農業従事者の不足によって放置されるところが増え、セイタカアワダチソウやイネ類・マメ類などの荒地に生える植物が進出しています。また、水田に水を流したり、材木の運河として利用したりするため市街地に張り巡らせた用水路は、防災上の観点から直線化・暗きょ化が進み、市街地から水辺環境は縮小しています。

大井川河川敷は、かつては大井川の氾らんの際に上流から流されてくる種子の発芽によって適度な生態系のかく乱が行われていたと考えられますが、近年のダム建設や河川改修などに伴って流量の減少・定量化が進み中州や河川敷の樹林化が著しく、湿地も高水敷の高度利用により大部分が消滅しました。川口から神座付近及び赤松付近に比較的まとまったヤナギ林が見られますが、礫質の土壤に生育するヤナギ類やアカメガシワが多く、それより下流では堤防によって河川敷は乾燥し、多年生草本のススキが多く見られるほか、つる性植物のクズが河川敷を覆っています。また、中州ではヤナギ類やハンノキ類の林が見られるほか、初夏には帰化植物のムシトリナデシコが一面に花を咲かせ、秋にはカワラハハコの群落が目立ちます。

そして、金谷・初倉地区にあたる大井川右岸では、東部及び南部の平地は水田として、西部の台地は大規模な茶畑として利用されています。北部には国有林があり、林野庁によって管理されています。

このように、農林業によって開発・維持されてきた二次的自然が市域の大部分ですが、現在、農業の近代化によって土地の改変や農薬の使用が普及し、また後継者の不足などによって放置される山林が多くなり、竹林の拡大や林の陰樹林化のような生態的遷移が進み、植物相は単純化しています。

2 動物相

①哺乳類

「島田市北部開発環境影響調査書」（平成4年3月、島田市）によると、大津・伊太地域で資料や聞き

取り、現地調査などで確認された哺乳類は、下記の表にあるとおり6目10科17種となっています。また、「静岡空港整備事業に係る環境影響評価書」（平成7年1月、静岡県）によると、近隣自治体の一部を含む初倉地区南部地域では、下表の南部地域欄の4目7科12種が確認されています。

本市及び本市の周辺地域では、ツキノワグマは目撃例はあるもののほとんど見られず、その他の主な中・大型哺乳類の生息状況は、全体的な傾向として北・中央部の山地域で種類が多く、南部の丘陵・平地では種類が少なくなっています。

なお、北・中央部の山地域では、本市で見られる主な中・大型哺乳類が全て記録されています。近年では山での食糧確保が困難になり、ニホンザル、ホンダタヌキ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンカモシカが中山間の農地に出没して農作物への被害が目立つようになっています。他には、都市化に伴い蚊などが増え、それらを餌にするコウモリ類が夏から秋にかけて飛翔するのがよく見られるほか、帰化動物であるハクビシンやアライグマの目撃例もあります。

北部地域及び空港整備地域一帯での確認哺乳類一覧

目	科	種	確認状況等	
			北部地域	南部地域
食虫	トガリネズミ	ジネズミ	捕獲	-
	モグラ	ヒミズ	捕獲	踏査
		コウベモグラ	踏査	踏査
霊長	オナガザル	ニホンザル	聞き取り	-
ウサギ	ウサギ	ノウサギ	聞き取り・踏査	踏査
げっ歯	リス	ニホンリス	聞き取り・踏査	踏査
		ムササビ	聞き取り・踏査	踏査
	ネズミ	アカネズミ	捕獲	捕獲
		ヒメネズミ	捕獲	捕獲
		カヤネズミ	捕獲	踏査
食肉	イヌ	タヌキ	聞き取り・踏査	踏査
		キツネ	聞き取り・踏査	踏査
	イタチ	テン	聞き取り・踏査	-
		イタチ	聞き取り・踏査	踏査
		アナグマ	聞き取り	-
	ジャコウネコ	ハクビシン	聞き取り	踏査
偶蹄	イノシシ	ニホンイノシシ	聞き取り	-

初出)「島田市北部開発環境影響調査書」(平成4年)「静岡空港整備事業に係る環境影響評価書」(平成7年)

注)分類については「第3回自然環境保全基礎調査 動植物調査報告書 哺乳類」環境庁(昭和63年)に従った。

②鳥類

「島田市北部開発環境影響調査書」(平成4年3月、島田市)によると、大津・伊太地域の現地調査で確認された鳥類は、12目27科73種となっています。また、「静岡空港整備事業に係る環境影響評価書」(平成7年1月、静岡県)によると、南部地域では、15目33科95種が確認されています。また、北部地域は文献による調査、南部地域は季節ごとの鳥類相についても確認をしています。

北部及び南部の鳥類相は共通する種が多く、どちらも二次的自然に生息する、いわゆる里山の鳥類相を呈しています。季節的変動をみると、生息密度は非繁殖期(秋季～冬期)に多く繁殖期(春季～夏季)に少なくなっています。これは渡り鳥のうち冬鳥が多く渡ってくるということで、本州中部以南の平地から低山の樹林帯における特徴を示しています。

しかし、市内において特によく見られる種類はホオジロ、ヒヨドリ、メジロ、エナガ、シジュウカラ

等、国内において広く分布し個体数の多い種類です。特定の種類が地域の全種類の個体数の6～7割を占めており、市域の自然が農耕地や植林といった人為的影響を強く受けていて、種の多様性が低くなっていることが示唆されています。

さらに、北部地域については過去の資料からその存在が記録されていながら、最近の調査で確認できなかった種が5目6科10種あります。カイツブリやコアシサシなど渡りを行う鳥が多く、水田や森林といった、これらの飛来地域が最近の開発等で失われ、北部地域から姿を消したことが考えられます。

また、「島田市伊太田代地区土地利用基本計画にかかわる自然環境影響評価調査報告書」（平成16年3月、島田市）によると、同地区でクマタカの営巣と産卵が確認されています。伊太田代地区周辺では、継続的に鳥類の調査を行っており、新東名高速道路開通以降、クマタカは相賀地区への移動が見られ、オオタカ、サシバ、ハチクマなど別の猛禽類が伊太田代地区に進出しています。

なお、政府の発行する「日本の絶滅の恐れのある野生生物—レッドデータブック」（平成14年、環境庁）において選定された種が、本市では7種が確認されています。

島田市で確認されていたレッドデータブック記載鳥類

科	種	区 分	内 容	場 所
タカ	クマタカ	絶滅危惧IB類 (EN)	近い将来における絶滅の危険性が高い種	伊太田代～相賀
タカ サギ	サシバ ミゾゴイ	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅の危険が増大している種	北部及び南部
タカ	オオタカ	準絶滅危惧 (NT)	現時点で絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性がある種	北部及び南部
	ミサゴ			南部
	ハイタカ			北部及び南部
	ハチクマ			南部
サギ	チュウサギ			北部及び南部

出典：「島田市伊太田代地区土地利用基本計画にかかわる自然環境影響評価調査報告書」（平成16年）
（区分については環境省によるレッドデータブックの第2次見直し区分に合わせて調整済）

さらに、伊太田代地区では継続的に猛禽類の調査を行っており、令和2年度調査では、当該地域で以下のレッドデータ記載鳥類が確認されています。今回は絶滅危惧種ⅠB類のチュウサギを1年ぶりに確認できました。

伊太田代地区で確認されているレッドデータブック記載鳥類

科	種	国RDB	県RDB	主な生息環境	渡りの区分
タカ	ハチクマ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	樹林	夏鳥
	ハイタカ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	樹林	留鳥
	オオタカ	準絶滅危惧 (NT)	情報不足 (DD)	樹林	留鳥
	サシバ	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	樹林	夏鳥
	クマタカ	絶滅危惧IB類 (EN)	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	樹林	留鳥
フクロウ	フクロウ		準絶滅危惧 (NT)	樹林	留鳥
カワセミ	アカショウビン		絶滅危惧ⅠB類 (EN)	水辺	夏鳥
サギ	チュウサギ	準絶滅危惧 (NT)		水辺	留鳥
サンショウクイ	サンショウクイ	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	樹林	夏鳥
カササギヒタキ	サンコウチョウ		情報不足 (DD)	樹林	夏鳥
ツバメ	コシアカツバメ		絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	市街地	夏鳥

出典：「令和2年度田代地区猛禽類等調査業務委託報告書」（島田市）
「レッドデータブック（環境省2002、および第2次見直し（平成18・19年）に基づくレッドリスト）」（環境省）
「静岡県レッドデータブック（まもりたい静岡県の野生生物動物編 静岡県2004）」（静岡県）

なお、昨年度調査で確認されたヤイロチョウ（EN）が本年度調査では確認されませんでした。ほかには、ヨタカ（NT）、タカブシギ（VU）、タマシギ（VU）、コアジサシ（VU）、ミサゴ（NT）、チュウヒ（EN）、ブッポウソウ（EN）、ハヤブサ（VU）が過去の定期的調査で確認された記録がありますが、今回の調査は確認されませんでした。タカブシギ、タマシギ、コアジサシ、ミサゴ、チュウヒなどは渡りを行い水辺で生活する種類なので、田代地区の水辺環境の変化に対する影響が考えられます。

③爬虫類・両生類

「島田市北部開発環境影響調査書」（平成4年3月、島田市）によると、大津・伊太地域の現地調査で確認された爬虫類は、下表の北部地域欄の2目3科6種、両生類は2目5科9種となっています。また、「静岡空港整備事業に係る環境影響評価書」（平成7年1月、静岡県）によると、下表の南部地域欄のとおり、爬虫類は2目4科8種、両生類は2目5科10種が確認されています。

島田市で確認されている爬虫類・両生類

分 類				現地確認状況	
綱	目	科	種	北部地域	南部地域
爬虫	トカゲ	トカゲ	ニホントカゲ	○	○
		カナヘビ	ニホンカナヘビ	○	○
	ヘビ	ヘビ	シマヘビ	○	○
			ジムグリ	○	○
			アオダイショウ	○	○
			ヒバカリ		○
			ヤマカガシ	○	○
	クサリヘビ	マムシ		○	
両生	有尾	イモリ	アカハライモリ	○	○
	無尾	ヒキガエル	ニホンヒキガエル (アズマヒキガエル)	○	○
			アマガエル	○	○
		アカガエル	ニホンアカガエル	○	○
			ヤマアカガエル		○
			トノサマガエル		○
			トウキョウダルマガエル	○	
			ウシガエル		○
		ツチガエル	○	○	
		アオガエル	モリアオガエル	○	
	シュレーゲルアオガエル		○	○	
カジカガエル	○		○		

島田市では本州で見られる主な種の多くを確認できるとともに、北部地域と南部地域の爬虫両生類相はほぼ一致しています。南部地域に比べて北部地域の方が確認された種が少ないですが、爬虫両生類は目立たない種も多いので調査中に確認が取れなかった可能性も強く、実際にマムシは大津地区等でも確認されています。また、ニホンヤモリは南部・北部共に記載がない種類ではありますが、住宅地を中心に見られる普通種であり、市内での分布が確認されています。

トノサマガエルとトウキョウダルマガエルは目視での分類が困難な場合があり、現在はトノサマガエルが市の田園地帯で普通に見られることから、北部地域のトウキョウダルマガエルはトノサマガエルの誤認である可能性が強いと思われます。モリアオガエルは、北部では資料のみの確認とされていますが、

東光寺地区、相賀地区、田代地区より北で見られます。移入種であるウシガエルは南部の溜池で確認されていますが、北部の溜池ではまだ確認されていません。一方、旧市街地や東光寺地区などでは、南方の種で西日本から急速に分布を広げているヌマガエルが確認されています。

イシガメ、クサガメなどのカメ類については、農村地帯の川や池のほとりを生活環境としているので、護岸工事による生活場所の消失、餌となる小魚や水生昆虫の激減、自動車の増加による交通事故などで急激に個体数を減らし、以前は普通に見られたこれらのカメ類は、川根町家山の野守の池で外来種のアカミミガメとともに見かけることがありますが、市内の河川では見る機会は減少しております。

④昆虫類

「島田市北部開発環境影響調査書」（平成4年3月、島田市）によると、大津・伊太地域の現地調査で確認された昆虫は、主要なものだけで15目87種、「静岡空港整備事業に係る環境影響評価書」（平成7年1月、静岡県）によると、南部地域で確認された昆虫は、15目1,037種です。いずれも東海地方の平地から低山帯で普通に見られる種類ですが、その中で特に注目すべき種類として、北部調査では107ページの表のものが挙げられています。

昆虫類は、大変種類が多いうえに分類が難しく、また体が小さくあまり人目につかない生活様式をもつものも少なくありません。そのため市内に生息する種類を完全に記録することは極めて困難です。また、市域の大部分が昔から農林業によって改変されてきた二次的自然であり、市民と生物との接点の大部分が農用地であるという特徴から、茶やミカンなどに専門的につく害虫もよく見かけます。茶につくアオバハゴロモ、ミカンにつくカメムシ類などは飛翔能力があり、街灯に集まる性質をもつ昆虫は夜の市街地に集まっているのを普通に見かけます。ほかに、ミカンの害虫であるゴマダラカミキリはミカンの栽培がさかんな本市では特に大型で目立つ種類ですが、農薬の普及とともに最近ではあまり見かけなくなっています。

島田市で確認された注目すべき昆虫類

分類		選定基準	調査方法	
上位分類	種名		現地調査	資料調査
蜻蛉目	ムカシヤンマ	指標昆虫	○	○ (大津谷川中流)
	タベサナエ	特定昆虫C	○	
	サラサヤンマ	限定分布種、環境指標種	○	
直翅目	タイワンクツワムシ	限定分布種、減少種	○	
	アオマツムシ	特定昆虫B	○	
	ヒサゴクサキリ	特定昆虫B・C、限定分布種		○ (野田)
	マツムシモドキ	限定分布種、環境指標種		○ (大草)
網翅目	ベーツヒラタカマキリ	特定昆虫B		○ (市内)
半翅目	ハルゼミ	指標昆虫	○	
	ヒメハルゼミ	限定分布種、環境指標種		○ (市内)
	アカスジキンカメムシ	特定昆虫B		○ (市内)
	ウシカメムシ	特定昆虫B		○ (市内)
毛翅目	カタツムリトビケラ	希少種	○	
鱗翅目	フリチェホウジャク	限定分布種	○	○ (市内)
	アゲハモドキ	限定分布種		○ (市内)
	イボタガ	限定分布種、減少種		○ (市内)
	ウスバシロチョウ	特定昆虫B、限定分布種		○ (川口・大間)
	ウラキンシジミ	限定分布種		○ (市境)
	ミヤマシジミ	限定分布種、環境指標種		○ (向谷)
	クロコノマチョウ	分布限界種、環境指標種	○	○ (丹原)
	オオムラサキ	環境指標種		○ (川根)
	クロヒカゲモドキ	限定分布種		○ (川根)
鞘翅目	センチコガネ	環境指標種	○	
	ゲンジボタル	指標昆虫、環境指標種	○	
	ヘイケボタル	減少種	○	
膜翅目	クロスズメバチ	環境指標種		○ (市内)
	オオスズメバチ	環境指標種	○	
	ニホンミツバチ	環境指標種	○	
	オオツヤクロジガバチ	限定分布種		○ (川根)
	ミカドジガバチ	限定分布種		○ (川根)
	オオフタオビドロバチ	環境指標種		○ (川根)
	バラハキリバチ	環境指標種		○ (川根)
	トラマルハナバチ	環境指標種		○ (川根)

* 選定の基準は以下のように定義される。

指標昆虫：『分布域が広く、比較的馴染みがあり、かつ、全体として山地から平地での良好な自然環境の指標となる昆虫』として環境省が選定した昆虫類

特定昆虫：都道府県ごとに選定した昆虫類で、基準Bは『分布が国内の若干の地域に限定されている種』、基準Cは『普通種であっても、北限・南限など分布限界につながると考えられる地域に分布する種』と定義されている。

限定分布種：分布域が県内の若干の地域に限定されている種

分布限界種：分布限界になると考えられる産地に分布している種

環境指標種：当該種の存在により、残存自然の質・量を表示できるような種

減少種：個体数の著しい減少が心配される種

分布限界種：分布限界になると考えられる産地に分布する種

希少種：いわゆるレッドデータの1区分であり、わが国に生息する昆虫のうち、『存続基盤が脆弱な種または亜種』に該当する種

出 展：「日本の重要な昆虫類（東海版）」（環境庁 昭和55年）

「静岡県の重要昆虫」（杉山恵一 昭和58年）

「日本の絶滅のおそれのある野生動物 無脊椎動物編」（環境庁 平成3年）

「昭和57年度 島田市総合環境調査業務委託報告書〈生物に関する環境精査〉」（島田市 昭和58年）

⑤魚類

「島田市北部開発環境影響調査書」（平成4年3月、島田市）と、「静岡空港整備事業に係る環境影響評価書」（平成7年1月、静岡県）によると、北部地域及び南部地域では下表の魚類が確認・記録されています。

島田市内で確認された魚類

分 類			現地確認状況	
目	科	種	北部地域	南部地域
サケ	サケ	アマゴ	○	
	キュウリウオ	アユ	○	
コイ	コイ	カワムツ	○	○
		オイカワ	○	○
		ウグイ	○	○
		タカハヤ	○	
		アブラハヤ		○
		モツゴ	○	○（池）
		カマツカ	○	○
		タモロコ	○	
		コイ		○
		ゲンゴロウブナ	○	○（池）
		ギンブナ	○	○（池）
		タイリクバラタナゴ		○（池）
		ドジョウ	ドジョウ	○
		シマドジョウ	○	○
ナマズ	ギギ	アカザ	○	
スズキ	カジカ	アユカケ	○（大井川）	
	ハゼ	シマヨシノボリ	○	○
		オオヨシノボリ	○	○
		カワヨシノボリ		○
		トウヨシノボリ		○（池）
		ボウズハゼ	○	
		チチブ	○	

カワムツやオイカワなど、多くは河川護岸工事などの影響で平板化された河川などで優先する種が見られます。大井川本流では、環境庁の第2回自然環境保全調査において調査対象種とされたアユカケが確認されています。

3 外来生物

人間の活動によって本来の生息場所からそうではない場所に連れて来られ、その場所で子孫を増やし定着した生物は外来生物と呼ばれます。なかでも、特に自然への悪影響が心配されるものを特定外来生物と呼び、元から住んでいた生物を食べてしまったり、餌や住処を奪ったり、雑種をつくって遺伝的多様性を奪ったり、もともと日本にはなかった病気や寄生虫をもたらしたりします。人間に対しても、農作物を荒らしたり病気をもたらすだけでなく、高い攻撃性を持っていたり毒を持っていたりするなど危険なものもあり、注意が必要です。

平成16年に制定された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」では、国の方針として、これら特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による人や生態系などへの被害を防止するための方策を示しております。

日本では156種類の特定外来生物が指定（令和2年11月施行）されており、静岡県内では下記38種類の特定外来生物が確認されています。島田市内でも、古くからブルーギルやオオキンケイギクなどの存在は確認されており、近年ではアライグマ、アカボシゴマダラなども確認されています。

静岡県で確認されている「特定外来生物」一覧

分類	種名	被害・影響	種名	被害・影響
哺乳類	ヌートリア※	農水産業への被害 生態系への影響	アライグマ※	農水産業への被害 生態系への影響
	台湾ザル※	生態系への影響	ハリネズミ属	農水産業への被害 生態系への影響
	クリハラリス	農水産業への被害 生態系への影響		
鳥類	ガビチョウ※	生態系への影響	カナダガン	人的被害のおそれ 農水産業への被害 生態系への影響
	ソウシチョウ※	生態系への影響		
爬虫類	カミツキガメ※	高い殺傷力 人的被害のおそれ 生態系への影響	スウィンホーキノボリカゲ	農水産業への被害 生態系への影響
両生類	ウシガエル※	生態系への影響		
魚類	ブルーギル※	農水産業への被害 生態系への影響	ガー属	農水産業への被害 生態系への影響
	チャネルキャットフィッシュ	生態系への影響	カダヤシ※	農水産業への被害 生態系への影響
	コクチバス※	農水産業への被害 生態系への影響	オオクチバス※	農水産業への被害 生態系への影響
節足動物	ラステークレイフィッシュ※	農水産業への被害 生態系への影響	ヒアリ	有毒 人的被害のおそれ 生態系への影響
	アカカミアリ	有毒 人的被害のおそれ 生態系への影響	アカボシゴマダラ	農水産業への被害 生態系への影響
	ゴケグモ属※	有毒 人的被害のおそれ 農水産業への被害 生態系への影響	アルゼンチンアリ※	農水産業への被害 生態系への影響
	セイヨウオオマルハナバチ※	農水産業への被害 生態系への影響	モクズガニ属	生態系への影響
	キョクトウサソリ科	人的被害のおそれ	ハヤトゲフシアリ	農水産業への被害 生態系への影響
軟体動物	カワヒバリガイ属※	生態系への影響		
植物	オオフサモ※	生態系への影響	オオハンゴンソウ	生態系への影響
	ナルトサワギク	生態系への影響	オオキンケイギク※	農水産業への被害 生態系への影響
	アレチウリ※	生態系への影響	オオカワヂシャ	生態系への影響
	ナガエツルノゲイトウ	生態系への影響	ボタンウキクサ	生態系への影響
	アメリカオオアカウキクサ	生態系への影響	ミスヒマワリ	農水産業への被害 生態系への影響

参考：「ふじのくに特定外来生物対応リーフレット」（静岡県 H29）

※特に日本の生態系に大きな影響を及ぼしていると思われる「日本の侵略的外来種ワースト100（環境省）」にランクインしている特定外来生物。

【あ行】

●アース・キッズ事業

市・静岡県・静岡県地球温暖化防止活動推進センターの3者が連携・協力して実施しています。小学校高学年を対象として、総合学習の授業内容との連携を図りながら、家庭で地球温暖化防止に取り組むプログラムです。

●アスベスト（石綿）

アスベストは蛇紋石や角閃石に含まれている天然の繊維状の鉱物で、断熱性、保温性、防音性等のすぐれた特性を持っているため、建築材料など多様な用途に使用されてきました。しかし、空気中に漂っているアスベストの吸引による中皮腫、肺がんなど健康影響が社会問題化し、平成元年に大気汚染防止法に基づく特定粉じん指定され、使用制限または禁止されるようになりました。また、被害者の救済を目的に平成18年2月に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定されました。

●アダプト・ロード・プログラム

市民と行政が協働で進める、新しい「まち美化プログラム」です。アダプトとは英語で「養子にする」の意味で、一定区画の公共の場所を養子に見立て、地域住民や市民団体、企業などが里親となって美化活動（清掃）を行い、行政がこれを支援するものです。

●硫黄酸化物（SO_x）

硫黄の酸化物の総称で、石油や石炭などの硫黄分が含まれる化石燃料が燃焼する際に発生する大気汚染物質です。また、大気中で硫酸に変化し、酸性雨の原因の一つになります。わが国では高度経済成長期に硫黄酸化物による大気汚染が進行しましたが、その後さまざまな規制や対策を設けた結果、硫黄酸化物の濃度は減少しています。

●一酸化二窒素（N₂O）

二酸化炭素、メタンに次いで今後の地球温暖化にとって第3番目に重要な気体として注目を集めています。一酸化二窒素は対流圏では消滅源を持たず、成層圏に達した後に光化学反応によって分解されますが、その反応の過程で生成される窒素がオゾン層の破壊につながるようになります。

●一般廃棄物

廃棄物処理法では、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物と定義しています。一般廃棄物は、さらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、ごみは事務所・商店などの事業活動に伴って排出された「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って排出された「家庭ごみ」に分類されます。

●ウォームビス

暖房時のオフィスの室温を20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬のビジネススタイルの名称です。

●雨水浸透施設

雨水を地下に浸透させる施設で、透水性舗装、雨水浸透ます、雨水浸透管、雨水浸透側溝などがあります。

●エコアクション21（EA21）

中小事業者の環境への取組を推進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、中小事業者でも容易に取り組めるようにした環境マネジメントシステムです。環境省が策定し、現在は一般財団法人持続性推進機構が平成16年10月からスタートした「エコアクション21認証・登録制度」を実施しています。

●エコファーマー

堆肥などによる土づくり、有機肥料の使用、農薬使用の削減に関する環境にやさしい農業の導入計画を作成し、知事の認定を受けた農業者をいいます。導入計画に基づいて清算された農作物には、エコファーマーのロゴマークを添付することができます。

●塩素系有機溶剤

分子構造の中に塩素を含む化合物で、溶剤として用いられるものをいいます。環境中に排出されると有害性が高い上に分解されにくいいため、問題視されています。

●オゾン層

地球を取りまく大気の成層圏に存在する、オゾンを多く含む部分をオゾン層といい、太陽光線に含まれる有害な紫外線のほとんどを吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たします。オゾン層は、成層圏まで上昇したフロンガスが紫外線によって分解されて放出された塩素によって破壊されるといわれます。

●温室効果ガス

太陽から光のほとんどは、大気を素通りして地表面で吸収されます。加熱された地表面は赤外線を放出して熱を宇宙に逃がしますが、大気中には赤外線を吸収する性質を持つ気体があり、地表に入ってくる太陽の光は変わらないのに宇宙へ出て行く熱が減るため、地表の気温が上昇します（温室効果）。赤外線を吸収する性質を持つ気体は二酸化炭素、メタン、代替フロンなどがあり、温室効果ガスといわれます。

【か行】

●外来生物

→特定外来生物参照

もともとその生物が住んでいなかった地域に、貿易や人の移動などを介して意図的・非意図的に持ち込まれた動植物のことをいいます。平成17年6月1日から外来生物法（特定外来生物による生態系等にかかる被害の防止に関する法律）が施行されています。

●化学的酸素要求量

→COD参照

●家庭版環境マネジメント事業

ISO14001やエコアクション2.1などの環境マネジメントシステムの考え方を取り入れながら、家庭で環境にやさしい生活に取り組む事業です。

●合併処理浄化槽

→浄化槽参照

●環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に関わる環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことで、環境基本法により定められています。

●環境教育

平成12年度に策定された国の環境基本計画において、「環境教育・環境学習は、各主体の環境に対する共通の理解を深め、意識を向上させ、問題解決能力を育成し、各主体の取組の基礎と動機を形成することにより、各主体の行動への環境配慮の織り込みを促進するもの」とされています。

●環境人材バンク

市民が環境について楽しく学ぶため、環境に関わる各種講座、体験教室や学校教育などを実施する団体などに対して、市が派遣する講師を環境人材バンクとして登録しています。

●環境保全型農業

農薬や化学肥料などの使用量の削減、有機物を積極的に利用した土づくりなどの実施により、環境に与える負荷をより少なくし、持続可能な生産を目指した農業のことです。

●環境保全協定

環境の保全を目的として、地方自治体及び企業との間で締結される協定のことです。島田市では、島田市環境基本条例第10条第2項に基づき、事業者と市が互いに協力して良好な生活環境を維持発展させることや、住民の健康を保護増進することを目的として、市内の主要工場と環境保全協定を締結しています。

●環境マネジメントシステム（EMS）

企業などが自ら、企業経営の中でごみ排出を減らすことや、エネルギー消費量を減らすことなど、環境への負荷を低減していくため、継続的に環境負荷の削減が図れるような組織体制にするための管理システムのことです。島田市の「環境管理システム」も同じ考え方のものです。

●キエーロ

透明の屋根を斜めにつけた木枠の箱型容器に黒土を入れ、バクテリアと土の力で生ごみを分解し消滅させる生ごみ処理容器のことです。虫が湧かない、臭わない、量が増えないことが特徴です。

●クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に働くことのできる」というイメージを分かりやすく表現した、夏のビジネススタイルの愛

称です。

●クールチョイス（COOL CHOICE）

2015年に地球温暖化対策の国際的な枠組みとして「パリ協定」が採択され、日本は2030年度までに、温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減することを目標に掲げています。

この目標達成のために、温暖化対策のアイデアや行動を推進し、また快適な暮らしにもつながる、あらゆる「賢い選択」をしていこうという国民運動です。

●グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への影響を重視し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することです。

●下水道ストックマネジメント計画

下水道施設全体を対象に、その状態を点検・調査等によって客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、維持管理、改築・修繕を一体的に捉えて、計画的・効率的に管理することです。

●光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素等が強い紫外線により光化学反応を起こして生成されるオゾン、アルデヒド、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）等の刺激性を有する物質の総称で、主成分はオゾンです。大気中でスモッグを形成するので、この現象を光化学スモッグともいいます。人の目やのどを刺激し、植物にも影響を与えるとされています。環境基本法に基づき環境基準が設定されています。

●降下芒硝

芒硝（ぼうしょう）とは、別名硫酸ナトリウムと呼ばれ、食塩を硫酸と強熱して得る白色粉末結晶のことです。パルプの原料としての用途があり、クラフトパルプ工場がある当市では、芒硝が煙突から降下する濃度の調査を昭和40年から平成14年まで行なっていました。

●コージェネレーションシステム

ひとつの燃料源から二つ以上のエネルギーを同時に得る方法です。従来の電力のみを発生させている発電設備の場合、駆動機（エンジン、タービン）などから出る排出ガスや冷却水はそのまま捨てられていましたが、コージェネレーションシステムでは、発電機で電力を供給し、かつ、駆動機からの排出ガスや冷却水などの排熱を回収し、冷暖房、給湯に有効利用（熱併給発電）します。

●コンポスト

生ごみ、落葉、剪定枝など様々な有機物を原料に微生物の働きで発酵、分解してできる堆肥です。

【さ行】

●最終処分場

最終的に廃棄物を自然界に埋め立てる場所。廃棄物

の最終処分場は、埋立処分する廃棄物の環境に及ぼす影響により、しゃ断型、安定型、管理型の3種類に区分されます。

●再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することです。

●サタデーオープンスクール

伊久美の自然を利用した観察や体験的学習です。市内小学校に通学する3年生から6年生を対象とし、土曜日（8月を除く）に実施されます。

●サマーオープンスクール

伊久美の自然を利用した観察や体験的学習です。市内小学校に通学する3年生から6年生を対象とし、8月の連続した3日間で実施されます。

●新エネルギー

技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために必要なものと定義されています。太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、廃棄物燃料製造、廃棄物発電・熱利用、バイオマス燃料製造・発電・熱利用、温度差エネルギー、雪氷熱利用、電気自動車（ハイブリットを含む）、天然ガス自動車、メタノール自動車、天然ガスコージェネレーション、燃料電池などが含まれます。

●時間帯補正等価騒音レベル（Lden）

騒音を聞こえ始めから聞こえ終わりまでの人が受ける騒音エネルギーを測定をするもので、時間帯により（夕方や夜間）騒音に重みを付け評価をします。瞬間的な爆音等がない場合でも、人が不快に感じる騒音を正しく評価できるとされています。

●自治体イニシャティブ・プログラム

自治体（市区町村）の呼びかけにより、域内でエコアクション21の認証・取得を目指す事業者を募り、地元のエコアクション21地域事務局と審査人の協力のもと、より多くの事業者が短期間で効率よくエコアクション21に取り組むための普及プログラムです。

●臭気指数

人間の嗅覚測定（官能試験）による臭気の数値化方法の1つです。その臭気を無臭の清浄な空気中で希釈し、臭わなくなったときの希釈倍数を臭気濃度といい、臭気指数は臭気濃度の対数に10を乗じて求めます。臭気そのものを人間の嗅覚で測定するため、悪臭の被害者感覚に一致しやすいというメリットがあります。

悪臭防止法では、平成7年の改正で臭気指数が規制基準に用いられるようになりました。

●集じん施設

気体中に浮遊する粉じんなどを取り除き、きれいな空気にする施設のことで、工場内で発生した粉じん

が周囲に排出されることを防いだり、工場内を清浄化して作業環境を改善するなどの効果があります。

●省エネルギー法

正式名称は「エネルギーの使用の合理化に関する法律」で、昭和54年に制定されました。工業・事業場などについてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置などを講じることにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。工場・事業所のエネルギー管理のしくみや、自動車の燃費基準や電気機器などの省エネ基準におけるトップランナー制度、運輸・建築分野での省エネ対策などをすすめています。

●浄化槽（単独処理浄化槽、合併処理浄化槽）

水洗し尿を沈殿分離或いは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいいます。

水洗し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、水洗し尿及び生活雑排水を一緒に処理する合併処理浄化槽があります。単独処理浄化槽では、生活雑排水が処理されないため、水質汚濁を進めてしまいます。

平成12年6月の浄化槽法改正及び建築基準法施行令改正等により、現在、新たに設置される浄化槽はすべて合併処理浄化槽となっています。

●水生生物調査

川の底に生息している水生生物を採集・観察することによって、川の水質を調査することができます。本市では、小中学生を対象に出前講座による水生生物調査を実施しています。水生生物調査は、対象河川の平均的な水質状況を把握できるとともに、環境教育の実践の場として活用されています。

●生物化学的酸素要求量（BOD）

微生物によって水中の有機物が酸化分解される際に消費される酸素の量をmg/lで表したもので、BOD値が大きければその水中には汚濁物質（有機物）が多く、水質の汚濁が高いことを意味します。

【た行】

●ダイオキシン類

塩素を含む有毒な有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、発ガン性や生殖異常を引き起こすなどの毒性が報告されています。

ポリ塩化ビニルやポリ塩化ビニリデンなどの塩素原子を含むプラスチックを低い温度で燃焼させた際などに発生するといわれています。

●帯水層

地中の透水層において、地下水によって飽和している地層のことを指します。

●多自然型工法

工事の対象となる河川などが本来有している生物環境に配慮し、自然景観の保全・創出をめざした工法のことをいいます。「近自然型工法」ともいいます。

●炭化水素

炭素原子と水素原子だけでできた化合物の総称です。その分子構造によりアルカン、アルケン、アルキン、シクロアルカン、芳香族炭化水素などに区分されます。炭化水素で最も構造の簡単なものはメタンです。

●地産地消

地元でとれた農産物を地元で消費するという考え方です。

●窒素酸化物 (NO_x)

発電所や工場のボイラー、自動車エンジンなどの高温燃焼の際に、空気中の窒素が酸素と結合して一酸化窒素 (NO) が発生し、これがまた酸化されて安定した二酸化窒素 (NO₂) となり大気中に排出されます。

通常、一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物 (NO_x、ノックス) と呼びます。窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなどの光化学オキシダントの原因となる物質を生成します。また、窒素酸化物は硫酸化物とともに酸性雨の原因ともなります。

●低公害車

石油代替エネルギーを使い、自動車排出ガス対策を施した車。電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車とハイブリッド自動車の4車種が一般に低公害車と呼ばれていますが、一定基準を満たした低燃費かつ低排出ガス認定車も低公害車と呼ぶことがあります。

●デシベル (dB)

電力、音響圧力、音の強さなどの「量の比」を表す単位です。環境関係では、音圧の平方の対数を用いて音の強さを表現します。人の感覚が刺激量の対数にほぼ対応することから、音や振動の強さをある一定の水準の強さに対比し、その比の対数を音や振動の尺度として用いています。

●等価騒音レベル (Leq)

変動する騒音レベルのある時間内におけるエネルギーを平均し、レベルが一定である騒音に置き換えた場合の騒音レベルのことをいいます。測定対象が間欠騒音や、時間変動が大きい騒音の場合の評価法として広く用いられています。

●特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種をいいます。特定外来生物にしてされると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止されます。植物ではアレチウリ、オオキンケイギク、オオハングウソウなど、動物ではアライグマ、タイワンリス、ウシガエル、カミツキガメ、ソウシチョウ、オオクチバス、ブルーギル、セアカゴケグモなどがあります。

●特定建設作業

建設作業のうち、くい打ち機やバックホウ、ブルド

ーザーなどを使用する作業のことで、これらの作業は大きな騒音や振動を発生させることから、法律及び条例で規制されています。

【な行】

●生ごみ処理機

生ごみを乾燥させて減量化したり、微生物の作用で分解したりする機械です。

●二酸化硫黄

→硫酸化物 (SO_x) 参照

●二酸化窒素 (NO₂)

→窒素酸化物 (NO_x) 参照

●認定農協者

認定農業者制度とは、意欲と能力のある農業者が自らの経営を計画的に改善するため、「農業経営改善計画」を作成し、市町村が認定する制度。認定農業者は、国や県、市町村等からさまざまな支援が受けられます。

●ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB)

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

●ノーカーデー

事業所や行政単位で、例えば毎週水曜日などと日を決めて自動車の利用を控える運動です。渋滞緩和、省エネルギー、大気汚染・騒音の抑止といった効果のほか、環境に対する啓発として取り組まれています。

【は行】

●ばい煙

燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫酸化物、ばいじん及び物の燃焼・合成・分解に伴って発生するカドミウムや塩素、窒素酸化物等のことをいいます。

●バイオマス・バイオマスエネルギー

エネルギー資源として利用できる生物体 (植物、動物等) のことです。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがあります。ごみや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も研究されており、廃棄物処理と石油代替エネルギーの両方に役立ちます。

●ばいじん

燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生する、すす等の固体粒子の総称です。

●パーク&ライド

自動車を郊外の公共交通機関乗降所にもうけた駐車場に停車させ、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地に行く方法です。

●微小粒子状物質 (PM_{2.5})

→PM_{2.5}参照

●非メタン炭化水素

メタン以外の大気中の水素・炭素化合物の総称のことです。空気中で反応性が高く、光化学オキシダントの原因物質となります。

●浮遊物質（SS）

→SS（浮遊物質）参照

●浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する物質のうち、粒径が10ミクロン以下の粒子の総称。首都圏においてディーゼル車からの黒煙が主な排出源となっています。

呼吸器官壁に沈着することにより他の大気汚染物質の有害作用を強めます。アレルギーを引き起こしやすくするほか、発ガン性物質も含まれています。

●フロン

炭素、フッ素、塩素などの化合物の総称で、洗剤、冷媒、発泡剤などに使用されています。特にオゾン層を破壊する作用の強いフロンについては、オゾン層保護条約議定書（モントリオール議定書）で特定フロンに指定され生産が全廃されています。

特定フロンの代用品として使用される代替フロンについても、温室効果ガスとして作用することから、他の物質に転換することが望まれています。

●ポランティア・サポート・プログラム

地域住民、市民団体、企業及び道路管理者が協力して行う道路の環境美化活動です。島田市では、国道1号バイパスのインターチェンジにおいて実施されています。

【ま行】

●メガソーラー

出力1メガワット（1,000キロワット）以上の大規模な太陽光発電、またはその施設をいいます。発電所建設には広大な用地が必要ですが、再生可能エネルギーの基幹電源として期待されています。

●メタン

有機物の腐敗、発酵により発生する無色・無臭の可燃性のガスで、ごみの埋め立て処分場や下水の汚泥、家畜のふん尿などから発生します。地球温暖化の原因の温室効果ガスのうち、二酸化炭素に次いで多く排出されています。最近では、化石燃料の代替エネルギーとして、発電に利用する研究も進められ、バイオマスエネルギーとして注目を浴びています。

【や行】

●有機農業

農薬や化学肥料などを原則として使用せず、堆肥などによって土づくりを行った水田や畑で作物を育てる農業形態のひとつで、有機農法、有機栽培、オーガニック農法とも呼ばれています。

●有収率

給水する水量と料金としての収入のあった水量との比率です。具体的には、計画有収率＝計画1日平均

有収水量÷計画1日平均給水量で表される式で算出されます。

●溶存酸素量

→DO参照

【ら行】

●リバーフレンドシップ制度

河川美化活動を行政機関が支援する制度で、静岡県「協働」事業の一環として、平成16年2月から施行されています。県が管理する一定区間において、住民や利用者などがリバーフレンドとなり、「みんなの川」を「みんなで守っていく」意識向上や、身近な環境保護に関する意識啓発に繋げていくことを目的としています。

【アルファベット】

●BOD（Biochemical Oxygen Demand）

→生物化学的酸素要求量参照

●COD（Chemical Oxygen Demand）

COD（化学的酸素要求量）は、酸化剤を用いて水中の有機物を酸化分解する際に消費される酸素量をmg/ℓで表したもので、水の汚れの度合いを示す方法としてよく用いられます。COD値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示しています。

●DO（Dissolved Oxygen、溶存酸素量）

水中に溶けている酸素の量をmg/ℓで表したもので、溶存酸素自体は温度と気圧によって飽和量が決まっています。溶存酸素量が一定以下になると魚類等の生息も制約され、更に減少すると生息しなくなります。また、1mg/ℓ以下になると底質から硫化物やメタンガス等が発生するようになります。

●LED照明

発光ダイオードを使用した照明器具のことであり、大きな特徴として、「省エネルギー」、「長寿命」があげられます。この他にも「光の色と明るさを変えられる」、「ON・OFFの繰り返しに強くてすぐに明るくなる」、「光（紫外線）で物を傷めにくい」、「あまり虫が集まらない」などの利点もあります。

●NOx

→窒素酸化物参照

●N2O

→一酸化二窒素参照

●pH

正式には水素イオン濃度といい、物質の酸性、アルカリ性の度合いを示す数値です。特に断らない場合は水溶液中の値を指し、pH値が7の場合は中性と呼ばれます。pH値が小さくなればなるほど酸性が強く、逆にpH値が大きくなればなるほどアルカリ性が強いことを意味しています。

●PM2.5（微小粒子状物質）

大気汚染物質の1つで、直径2.5μm以下の小さな粒子であり、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されています。平成21年9月に環境基準が設定されました。

平成25年1月に中国大陸の大気汚染と関連して、西日本を中心に高濃度のPM2.5が観測されたことから、環境基準とは別に、平成25年2月に環境省から「注意喚起のための暫定的な指針」が示され、1日の平均濃度が70μg/m³を超えることが予想される場合は、都道府県が注意喚起を行うことを推奨することされました。

●ppm（Parts Per Million）

100万分のいくつの意味。大気や水質中の汚染物質の濃度を表示するのによく用いられています。大気汚染では1ppm=1ml/m³、水質汚濁では1ppm=1mg/ℓです。

●PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）

有害性のある化学物質がどのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、或いは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把

握・集計・公表するしくみです。対象としてリストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者は、環境中に排出した量と廃棄物として処理するために事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、行政機関に年に1回届け出ます。行政機関は、そのデータを整理・集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2つのデータを併せて公表します。諸外国でも導入が進んでおり、日本では平成11年、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律により制度化され、平成14年4月から、第1回目の排出量などの届出が始まりました。

●SS（Suspended Solid、浮遊物質）

水中を浮遊する粒径2mm～1ミクロンの小粒子状物質の総称です。重要な水質汚濁指標の一つで、SSが多くなると水が濁って光の透過が妨げられてしまうことで水域の自浄作用を阻害したり、魚類の呼吸に悪影響を及ぼします。一般的に水域の正常な生活活動を維持するには25mg/ℓ以下が望ましいとされています。

●SPM（Suspended Particulate Matter）

→浮遊粒子状物質参照

●WECPNL（Weighted Equivalent Continuous Perceived NoiseLevel）

騒音のうるささを評価するため、音の大きさに加えて、その発生頻度、日中、夜間などの時間帯ごとの発生量などを考慮した基準です。

【数字】

●3R

Reduce：買う量、使う量を減らしてごみになるものをなるべく減らす。

Reuse：出す前に再使用の方法を考える。

Recycle：再資源化に協力する。

の3つを意味します。